

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年10月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第39号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条区民部の款市民窓口課の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とする。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)